

## 名刺制作・使用規定

特定非営利活動法人国連支援交流協会(以下、当協会)の名刺に関して、下記のように規定(以下、本規定)を定めます。

### 1. 使用にあたって

当協会の名称を使用した名刺を制作・使用する場合は、当協会本部へ申請し、当協会理事会の承認を受けて下さい。

### 2. 名刺制作申請について

名刺を制作・使用する場合は、「特定非営利活動法人国連支援交流協会名刺制作・使用承認申請書」(様式1)を本部事務局へ提出して下さい。

ただし、下記の場合には申請を不要とします。

- (1) 当協会本部理事が使用する場合
- (2) 当協会理事会が認める本部主催事業に関わるスタッフが使用する場合

### 3. 名刺の制作・使用承認について

当協会理事会は、提出された申請書を審査の上、制作・使用を承認するものについては、「特定非営利活動法人国連支援交流協会名刺制作・使用承認書(以下承認書)」(様式2)を発行します。なお、その際条件を付すことがあります。その場合には条件に従って下さい。

### 4. 制作方法・使用について

名刺を制作する場合は、次の事項を守って下さい。

- (1) 承認書に基づき、定められた規格で本部事務局が一括制作します。支部や会員が独自に制作することはできません。
- (2) 名刺の図案は当協会理事会が指定する図案を使用します。
- (3) 特に名刺の図案について、現在の当協会のロゴマーク(国際連合のロゴマークをベースとしたもの)の使用は、当協会理事及び当協会理事会が認める本部主催事業に関わるスタッフに限ります。
- (4) 上記(3)項については、一切の例外は認められません。
- (5) 名刺には本部が発行するID番号を記載します。
- (6) 当協会理事会で承認された場合を除き、営利目的、販売目的での使用はできません。
- (7) 使用にあたっては、特定非営利活動法人国連支援交流協会の品位と信用を傷つけることがないようにして下さい。

### 5. 使用の期間

名刺制作・使用許可期間は、1年とし、期間満了後引き続き使用する場合は、再度承認を申請するものとします。ただし、許可日の含まれる1年間は、当該年度の最終日までとします。

### 6. 承認の取り消し

制作・使用承認時に付した条件に違反して名刺を制作したり、使用した場合等については、名刺制作・使用の承認を取り消します。又必要な場合には使用物件の回収を求める、当協会における資格の一切を取消す等の厳重な措置をとるものとします。

### 7. 無断使用について

本規定を遵守せずに名刺を制作したり、使用した場合、使用名刺の回収を求める他、当協会におけ

る一切の資格の取消し等の厳重な措置をとるものとします。

8．例外について

FSUN 憲章を背景とし、広く社会から支持される健全な組織の確立と事業の推進を図ることを目的として、本規定の遂行に際しては、一切の例外を認めないものとします。

9．履行義務

特定非営利活動法人国連支援交流協会の名刺を使用する者は、信義を重んじ、誠実にこの使用基準を履行しなければならないものとします。

10．係争に発展した場合について

本件が係争事件に発展した場合、第一審の所轄は東京地方裁判所とすることに合意するものとします。

附 則

この使用基準は、平成17年10月1日から適用するものとします。

(様式1)

特定非営利活動法人国連支援交流協会  
名刺制作・使用承認申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人国連支援交流協会 理事長 殿

所在地

名称

代表命名

印

特定非営利活動法人国連支援交流協会の名刺を下記により制作・使用したいので、申請します。

記

1. 使用者名

2. 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 添付書類

本部より要請があった場合は、名刺の制作・使用に関する企画書等を添付して下さい。

4. 連絡先

以上

(様式2)

特定非営利活動法人国連支援交流協会

名刺制作・使用承認書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人国連支援交流協会  
理事長

貴方より申請のあった特定非営利活動法人国連支援交流協会の名刺制作・使用について許可します。  
制作・使用の際は、下記の使用方法を遵守して下さい。

使用者 :

所属支部名 :

使用承認期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

承認番号:

使用方法

- (1) 承認書に基づき、定められた規格で本部事務局が一括制作します。支部や会員が独自に制作することはできません。
- (2) 名刺の図案は当協会理事会が指定する図案を使用します。
- (3) 特に名刺の図案について、現在の当協会のロゴマーク(国際連合のロゴマークをベースとしたもの)の使用は、当協会理事及び当協会理事会が認める本部主催事業に関わるスタッフに限ります。
- (4) 上記(3)項については、一切の例外は認められません。
- (5) 名刺には本部が発行するID番号を記載します。
- (6) 当協会理事会で承認された場合を除き、営利目的、販売目的での使用はできません。
- (7) 使用にあたっては、特定非営利活動法人国連支援交流協会の品位と信用を傷つけないようにして下さい。

以上

(別紙)

特定非営利活動法人国連支援交流協会 名刺制作・使用規定に基づく指定図案

【評議員用】

 <p>THE FOUNDATION FOR THE SUPPORT OF THE UNITED NATIONS INC.</p>	NPO法人(特定非営利活動法人) <b>国連支援交流協会</b>
評議員 ○ ○ ○ ○	
ID No. 81-03-○○○○○○	
事務所：〒000-0000 ○○市○○○町0-0 ○○ビルOF TEL:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000 E-mail:oooo-oo@oooo.oo.jp	
本 部：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-2 UIビル3F TEL:03-3518-8300 FAX:03-5281-0802	

【支部・会員用】

 <p>THE FOUNDATION FOR THE SUPPORT OF THE UNITED NATIONS INC.</p>	NPO法人(特定非営利活動法人) <b>国連支援交流協会</b>
○○○○○支部	
支部長 ○ ○ ○ ○	
ID No. 81-03-○○○○○○	
事務所：〒000-0000 ○○市○○○町0-0 ○○ビルOF TEL:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000 E-mail:oooo-oo@oooo.oo.jp	
本 部：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-2 UIビル3F TEL:03-3518-8300 FAX:03-5281-0802	